

おかやま労働安全 衛生センター

2026年3月24日 第38号

〒700-0094

岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター3階

電話 086-266-8008

FAX 086-232-3714

E-mail oka2012ro-an@41.toki.ne.jp

中・四国で初めて

建材メーカーに対する勝利判決出る！

さる、3月13日に高松地裁で建設アスベスト被害に基づく損害賠償事件の判決が下されました。原告6名（配管工遺族4人、大工と左官工2名）に8,500万円の損害賠償請求を認め、被告のA&Aマテリアル、エム・エム・ケイ、ニチアスの3社に対し総額2,481万円の支払いを命じる原告勝利の判決でした。

本件は、原告らが現場で使用されたアスベスト含有材料から飛散したアスベスト粉塵に暴露した結果、肺がんなどアスベスト関連疾患により死亡したことにより損害賠償を求めていました。

判決後、弁護団は裁判所内で記者会見（約1時間）を開き「建設アスベスト四国訴訟の高松判決について」の声明文を出しました。

声 明

（建設アスベスト四国訴訟の高松地裁判決について）

2026（令和8）年3月13日

アスベスト訴訟関西弁護団

1. 本日、建設アスベスト四国訴訟につき、高松地方裁判所民事部（光野哲治裁判長）は、原告6名（被災者3名）の請求を認容し、被告株式会社エーアンドエーマテリアル、株式会社エム・エム・ケイ、ニチアス株式会社の3社に対し、総額2,481万円の支払いを命じる原告勝訴の判決を言い渡した。
2. 3. 4. 途中まで略…本訴訟においても、今年2月2日に高松地裁から被告建材メーカーの責任を認める和解案が原被告の双方に提示された。しかし、有責とされた被

告建材メーカーのうち株式会社エム・エム・ケイが和解に応じなかったことから、一審での和解による早期解決は実現せず、今回の判決言渡しとなったものである。

本訴訟の審理期間は、2022（令和4）年10月29日の提訴からおよそ3年5か月もの長期間に及んでおり、本判決に対して控訴がなされれば審理期間はさらに長期に及ぶことが見込まれる。

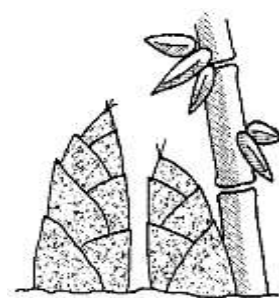
重篤な石綿関連疾患を抱えながら訴訟対応を余儀なくされている被災者らの身体的・精神的負担はきわめて重いものとなっており、いまだに一部の建材メーカーが和解による早期解決を拒否していることは強く非難されるべきである。

5. 我々アスベスト訴訟関西弁護団は、本判決を受けて、今後も全国の被災者、支援者らと連携し、アスベスト被害者の早期救済とアスベスト被害の根絶のため、引き続き全力を尽くしていく所存である。

以上

【主な経過】

- 2月 4日 第9回運営委員会 14時～
- 2月 5日 第2回ホットライン総括会議 17時～
- 3月 4日 アスベスト弁護団会議 10時～
- 3月 4日 第10回運営委員会 13時～
- 3月13日 四国訴訟 高松地裁判決 13時10分～
- 3月18日 岡山建設アスベスト裁判 10時～岡山地裁



おかやま労働安全衛生センター

結成 15 回総会を迎えて

おかやま労働安全衛生センターの結成は、アスベスト健康被害者の裁判闘争支援がきっかけでした。

2005年に、尼崎のクボタ神崎工場の労働者と工場周辺の市民が肺がん・中皮腫の発病が急増したと報道されました。全国的に、多くの被害者が出るなか「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」が結成されました。岡山でも被害者がいて2008年「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会岡山支部」、2009年に「アスベスト裁判を支援する会」が結成され、当時の岡山地区労も関わるなかで、2012年に「ひょうご労働安全センター」、「関西労働者安全センター」の支援を受け、「おかやま労働安全衛生センター」が結成されました。ついでに「おかやま」は何故「岡山」にしなかったか、「岡山」で連合の中に結成されていたからです。

運動は、アスベスト健康被害者への支援が中心でしたが、労働組合の組織率が低いことや労働法制の規制緩和が進み、低賃金・非正規労働者が増えていることから、厳しい労働条件になりパワハラなどハラスメント被害者の相談も受けることになりました。裁判傍聴や相談会も「ユニオンおかやま」と連携し有機的な運動となっています。アス

ベスト相談は、アスベスト被害が判明するのが20年～30年後になり高齢者の被害者が多く、職場や同僚も無くなっていることから実態がつかめないこともあります。何回も訪問し話をすることで、労災申請の手続きが終わっても近況の電話があります。労災認定や裁判が勝利的に解決するとホットしてやりがいを感じます。

今現在の課題は、安全センターの母体であった岡山地区労が解散したことで組織人員も減り、財政的にも運動的にも厳しくなっていることです。なかでも運動の後継者づくりは喫緊の課題です。役員は結成からそのままの状態が高齢化し、運動的にも厳しくなっています。これは運動の中で組織していくことが出来ていなかったことだと反省しています。今後は、運動的にも組織的にも成功している労安センターと交流などしていけたらと思っています。

(事務局長 足田正義)

労災保険以外の救済手続きや補償

労安センターの機関紙、第37号で若干報告しましたが、今号で改めて少し詳しく報告します。

アスベスト健康被害を受けたときに申請できる補償は、労災保険だけではありません。たとえば、労災保険給付の対象とならない場合でも申請できる制度等もあるので、要件に該当した場合は迷わずに申請した方が良いと思われれます。

(1) 石綿健康被害救済制度による救済給付金

労災保険給付の対象とならない人(中小事業主、一人親方、アスベスト工場の周辺住民等)や、時効によって労災保険給付を受けることができなくなった人を救済するために、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく救済制度として、石綿健康被害救済制度が設けられています。

同制度は、環境再生保全機構の認定を受けることで、医療費等一定の救済給付金を受け取ることができる仕組みです。

なお、労災保険給付と石綿健康被害救済制度による救済給付金を両方全額受けることはできません。

(2) 国への賠償金・給付金請求

一定の要件を満たす場合、国に賠償金・給付金を請求することができます。

賠償金・給付金制度は、アスベスト工場で働いていた労働者やご遺族を対象とする「工場型」と、建設現場で働いていた労働者や一定範囲のご遺族を対象とする「建設型」とに分けられています。

請求方法は異なるが、どちらも請求が認められれば疾病の内容に応じて550万円～1300万円の賠償金・給付金を受け取ることができます。

賠償金・給付金は、すでに労災保険給付や石綿健康被害救済制度による救済給付金を受けている場合も、要件を満たせば請求は可能です。国に請求をしたことで労災保険給付や救済給付金の支給が打ち切られることはありません。

(3) 企業に対する損害賠償請求

適切な処置をせずに労働者を石綿ばく露作業に従事させた企業に対して、損害賠償請求を検討することもできます。

ただし、賠償金を受け取るためには企業と話し合うか、話し合いがまとまらなければ裁判を提起することになります。企業に対して損害賠償請求を求めたい場合は、弁護士に相談する必要があります。

石綿ばく露作業を原因とするアスベスト健康被害は労災給付の対象です。要件を満たす場合は時効期間が経過する前に申請しなければなりません。

ただし、業務との因果関係が不明である場合や病状の内容が基準を満たさない場合は、認定を受けることができません。労災給付だけではなく、石綿健康被害救済制度による救済給付金や、国からの給付金・賠償金制度、企業に対する損害賠償請求においても、病状と業務との因果関係を証明することが不可欠です。

石綿ばく露作業を原因とするアスベスト健康被害について、労災申請や給付金、賠償金の請求をしたいと考えているのであれば、一度、当労安センターや弁護士に相談した方が良いと、知り合いの人等に紹介してみてください。

【当面する取り組み】

- 4月 1日 第11回運営委員会 14時30分～
- 4月 3日 労安センター、アスベスト患者・家族の会 合同会議 13時30分～
- 4月 9日 会計監査 15時～
- 4月16日 第12回運営委員会 14時30分～
- 4月26日 第15回定期総会 14時～
- 5月 4日 アスベスト弁護団会議 10時～
- 5月27日 建設アスベスト裁判 11時～

おかやま労働安全衛生センター 第15回定期総会

日時 4月26日(日) 14:00～

場所 勤労者福祉センター4F 会議室

内容 2025年度の総括と2026年度の方針確立

※特別講演 労働法制改悪の動き等 (予定)